

2024年4月23日
プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

スチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について 2023年（1月～12月）

スチュワードシップ活動の継続的な改善に向け、当社では同活動を監督する運用委員会において当社におけるスチュワードシップ活動の自己評価を行っております。2023年（1月～12月）における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果を以下の通り公表いたします。

原則	自己評価の結果
原則1 （方針の策定と公表）	<p>当グループ（プリンシパル・フィナンシャル・グループ）の Purpose（存在意義）は「全ての人々が金融資産の安全を確保できる世界を築く」です。当グループは、長期的に責任ある行動を通じてその実現に取り組んでいます。</p> <p>当グループは部門を跨いだリーダーで構成されるサステナビリティ・タスクフォースを配置しており、同タスクフォースがグループ全体のサステナビリティ戦略を策定し、公共政策への関与、KPI や目標設定などの課題について検討します。また、グループの運用部門であるプリンシパル・アセット・マネジメントにはサステナブル・インベストメント・カウンシルが設置され、サステナビリティ・タスクフォースと緊密に連携して顧客資産の運用と企業戦略の整合性を確保しています。</p> <p>当グループは、特定のアセットクラスや運用戦略に特化した複数の運用会社を傘下に擁しており、これらの特化型運用会社が運用する幅広い運用商品を世界の投資家の皆様に提供しています。アクティブ運用を行う全てのアセットクラスにおいて、サステナビリティの要素を運用プロセスに取り込んでいますが、その方法は各運用会社によって異なります。プリンシパル・アセット・マネジ</p>

原則	自己評価の結果
	<p>メントのサステナブル・インベストメント・カウンスルは、グループ傘下の各運用会社がグループのサステナビリティ・フレームワークを適切に取り込んで運用を行うよう、支援を行っています。</p> <p>当グループのサステナビリティ戦略はグループのウェブサイト（principal.com および principalam.com）で公表しています。また、日本法人である当社においては、2020年3月改訂の日本版ステewardシップ・コードの原則に対応した方針を当社のウェブサイト（principalglobal.jp）で公表しています。2023年に行った組織変更を反映するため、2023年7月に方針の改訂を行いました。</p> <p>以上の点から、原則1への対応は適切と評価しています。</p>
<p>原則2 (利益相反の管理)</p>	<p>弊社を含むプリンシパル・アセット・マネジメントでは、職業的専門家として高い倫理基準を持って行動することに全力を尽くします。想定される利益相反に関してはその回避に関する社内規程を定めております。グループ全体として適用される Code of Conduct はグループのウェブサイト（principal.com）に公表されています。</p> <p>議決権行使に関連する利益相反の管理については、プリンシパル・アセット・マネジメントにおいて議決権行使に関する方針（Proxy Voting Policies and Procedures）を制定し、ウェブサイト（principalam.com）にて公表しています。</p> <p>2023年も引き続き規程及び方針に逸脱する事例は認められず、原則2への対応は適切と評価しています。</p>
<p>原則3 (投資先企業の状況把握)</p>	<p>当社は、運用委託先および組入投資信託の運用哲学、運用方針、および運用プロセスを理解することにより、顧客資産の運用を行うグループの各運用会社がどのように投資先企業の状況を把握するかについて確認します。当</p>

原則	自己評価の結果
	<p>社においては、プロダクト部が運用委託先および組入投資信託の運用に対するモニタリングを行っており、その結果を四半期毎に開催される運用委員会に報告しています。</p> <p>以上の点から、原則3への対応は適切と評価しています。</p>
<p>原則4 (エンゲージメント)</p>	<p>当社は上場企業の株式に直接投資を行わないため、当社自身が投資先企業と直接対話することはありませんが、運用委託先および組入投資信託等におけるエンゲージメントに関する方針、体制、プロセスに関する情報を入手し、理解することによって運用を行うグループの運用会社が投資先の企業と建設的な対話を行っているかどうか確認します。プリンシパル・アセット・マネジメントにおいては、Stewardship and Engagement Policy Statementを策定し、ウェブサイト (principalam.com) にて公表しています。また、当社のプロダクト部が運用委託先や組入投資信託のモニタリングを行う中で、必要に応じて運用会社におけるエンゲージメント等について確認しています。</p> <p>以上の点から、原則4への対応は適切と評価しています。</p>
<p>原則5 (議決権行使)</p>	<p>プリンシパル・アセット・マネジメントでは、議決権行使は運用会社としての受託者責任であると同時に、投資先企業の経営陣と対話し、企業の経営や持続的成長に影響を与えるための重要なツールであると考えています。こうした考えのもと、議決権行使に関する方針 (Proxy Voting Policies and Procedures) を制定し、ウェブサイト (principalam.com) にて公表しています。議決権行使は運用委託先あるいは組入投資信託の運用を行うグループの運用会社が行いますが、プリンシパル・アセット・マネジメントの方針については当社においても確認しています。また、プリンシパル・アセット・マネジメントには議決権行使委員会が設置されており、グループ内で</p>

原則	自己評価の結果
	<p>われた議決権行使が方針およびガイドラインに沿って実行されているか監督しています。</p> <p>運用委託先を通じて国内株式に投資しているものについては、議決権行使結果を議案の主な種類ごとに整理・集計して日本法人のウェブサイト（principalglobal.jp）において公表しました。</p> <p>以上の点から、原則 5 に対する対応は適切であると評価しています。</p>
<p>原則 6 （顧客・受益者への報告）</p>	<p>当社が運用を受託する顧客に対して、顧客の要望に応じた報告を実施しました。また、プリンシパル・アセット・マネジメントにおいては、グループ全体の 1 年の活動状況を Stewardship and Engagement Report として取り纏め、プリンシパル・アセット・マネジメントのウェブサイト（principalam.com）に掲載しています。</p> <p>以上の点から、原則 6 に対する対応は適切であると評価しています。</p>
<p>原則 7 （スチュワードシップ活動のための実力）</p>	<p>プリンシパル・アセット・マネジメントではサステナブル投資監督委員会を設置しています。当委員会の主な活動は、1) 新たに設定・導入される商品および戦略が、サステナビリティ投資の定義に照らして適切に分類されるよう審査、承認を行うこと、2) 基準や分類を運用部門、商品部門、顧客関連部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門等の関係者に適切に伝えること、3) 各運用商品と戦略がサステナビリティ投資の観点から適切に分類されているかどうかを定期的に審査すること、4) 国際的な政策や推奨、規制当局や業界団体の方針を調査し、当グループに与える影響やリスクを特定すること、などを含みます。</p> <p>当委員会はリスク管理や法務・コンプライアンス関連に重点を置いてプリンシパル・アセット・マネジメントの各運用部門を監督し、経営陣への報告を行っています。</p>

原則	自己評価の結果
	<p>また、プリンシパル・アセット・マネジメントのサステナブル・インベストメント・カウンシルにおいては、前年に引き続き、主要各国の市場や規制についての最新動向の収集に努め、それらの情報をグループ内に積極的に発信しました。</p> <p>以上の点から原則7に対する対応は適切と評価していますが、今後も引き続き努力を続けてまいります。</p>